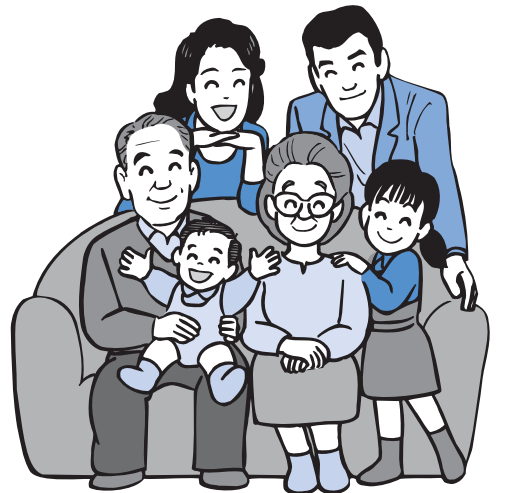


## ■ 文京区地域福祉計画 「中間のまとめ」(概要)をお知らせします

地域福祉計画は、区の保健福祉を推進するための基本となる総合計画です。区では、現在、文京区地域福祉推進協議会（学識経験者、福祉関係団体の代表、公募区民の委員で構成）と各検討部会（高齢者・介護保険部会、障害者部会、保健部会）において積極的な検討、協議を行い、計画内容を見直しています。

このたび、広く区民の皆さんからご意見を伺い、今後、最終のまとめに向けて、さらに検討していく予定です。

どうぞお気軽にご意見をお寄せください。



### 計画の考え方

- **基本理念** (1) 人間性の尊重 (2) 自立の支援 (3) 共に生きる地域社会の構築 (4) すべての区民の健康の保持・増進 (5) 区民参画及び協働の推進 (6) 男女平等参画の推進
- **基本目標** 「だれもが、健康でいきいきと暮らし、安心してその人らしく、自立した地域生活が営めるよう、必要な福祉サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う区民主体の地域づくりを目指す」

### 計画期間

21～23年度の3年間〔「子育て支援計画」(次世代育成支援行動計画)は、22年度に改定します。〕

### 計画全体の構成

地域福祉計画は、分野別の「子育て支援計画」(次世代育成支援行動計画)、「高齢者・介護保険事業計画」、「保健医療計画」、「障害者計画」と、地域福祉全般にかかわる施策等を取りまとめた「地域福祉の推進計画」の5分野で構成しています。

そのうち、今年度改定を検討しているのは   の分野別計画です。

子ども	高齢者・介護保険	地域保健医療	障害者	地域福祉
<b>子育て支援計画</b> (次世代育成支援行動計画) 二十一年度改定予定 保育計画	<b>高齢者・介護保険事業計画</b>	<b>保健医療計画</b>	<b>障害者計画</b>	<b>地域福祉の推進計画</b>

1面右へ 2・3面へ 4面へ 5面へ 6面へ

◎現計画の「保健計画」を「保健医療計画」に、「地域福祉の推進」を「地域福祉の推進計画」に変更します。

#### 保育計画の追加修正

##### 計画修正の趣旨

文京区は17年4月1日時点の保育園待機児童が58人となったことから、児童福祉法第58条の8により21年度を終期とする「文京区保育計画」を策定しています。しかし、20年4月1日時点の待機児童が124人に急増し、計画に挙げた事業についてはすべて完了している状況を踏まえ、現状の保育需要に応える内容とするため、保育計画の追加修正を行います。

##### 計画の位置づけ・性格

「子育て支援計画(次世代育成支援行動計画)」の一部を成し、補完する「文京区保育計画」を追加修正するものです。

##### 計画の目標

子育て支援計画に掲げる「子育てと仕事の両立」についての保育施策の充実を図り、保育園待機児童の解消を目指します。

##### 事業

現行の「文京区保育計画」を次のように追加修正します。18年度以降、既に計画に挙げた95人の定員増のほか107人分の増を行っていますが、20年度から21年度の間、新たに保育需要に応えるための定員を163人増やします。

	事業名	計画
子育てと仕事の両立	区立保育園の整備及び定員の拡大	21年度に区立保育園の定員を33人増員
	認証保育所整備	20年度に2か所(定員各30人)開設 21年度に区有施設を活用し1か所(定員60人)開設
	グループ保育室の整備	21年度に定員10人のグループ保育室を1か所開設

※各会場での説明内容は同じ。  
当日は保育室(四カ月児以上)を用意。  
希望者は前日(土日曜を除く)までに電話で  
高齢福祉課 ☎(58003)1208へ。

12月12日(金)	12月10日(水)	12月8日(月)	12月6日(土)	月日	時間	会場
	18:30~20:30		10:00~12:00			
アカデミー茗台 (春日2-9-15)	保健サービスセンター 本郷支所 千駄木5-20-18	文京福祉センター (音羽1-22-14)	区民センター (本郷4-15-14)			

◆◆◆ 区民説明会を開催します ◆◆◆  
地域福祉計画の「中間のまとめ」について、区民の皆さんにお知らせし、ご意見を伺うため、区民説明会を開催します。多くの方のご参加をお待ちしております。

## 高齢者・介護保険事業計画 中間のまとめ(概要)

文京区の高齢者人口はこの5年間で約2,800人増え、高齢化率も20%に迫っています。今後、26年度末までに団塊の世代の多くが65歳以上を迎えることで、高齢者人口は大幅に増え、さらに、75歳以上の後期高齢者数が65～74歳までの前期高齢者数を上回ることが予想されます。こうした高齢化の進行に伴い、元気な方から介護を必要とする方まで、あらゆる高齢者がいきがいをもち、安心して自立した生活を送ることができるような、多様で細やかな仕組みづくりが求められています。

区では、この仕組みづくりに必要な高齢者福祉施策の今後の方向性や、介護保険制度の適正かつ円滑な運営についてまとめた高齢者・介護保険事業計画(21～23年度)を策定します。

### 高齢者・介護保険に関する重点課題

#### ●健康・いきがいづくりの支援

高齢者一人ひとりが地域でいきいきと生活できるよう、健康の維持・増進、生涯学習活動や仲間づくりの支援、地域社会の担い手として活躍するための社会参加や就労支援等を促進します。

#### ●介護予防の推進

要支援や要介護状態にならないよう、介護予防に対する知識の普及啓発を進めるとともに、身近な地域で介護予防に継続して取り組めるための支援体制を整えます。

#### ●介護が必要になっても尊厳のある生活の確保

要介護状態や認知症になっても住み慣れた街で安心して暮らし、個人の尊厳が保たれる生活が送れるように、介護保険や福祉サービスの充実や地域での支援体制づくりを進めます。

#### ●超高齢社会に対応できる地域包括ケア体制の構築

今後予想される超高齢社会や、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に対応し、高齢者を地域の力で支えていくために、ハートフルネットワークの一層の充実を図りながら、新しい支え合いの仕組みとなる地域包括ケア体制を構築します。

### 高齢者・介護保険事業計画の体系

大項目	中項目	小項目
健康・いきがいづくりの支援	健康の維持・増進	健康教育・健康相談
		健康診査
		保健指導
		歯科保健
	健康づくりの支援	いきいき体力測定会
		高齢者歩け歩け大会
		高齢者いきいき入浴事業
		高齢者水中ウォーキング教室
	いきがいづくり	各種健康づくり事業の充実
		文京いきいきアカデミア
		寿教室
		生涯にわたる学習機会の提供
		高齢者クラブ活動の支援
		長寿お祝い事業
	社会参加の支援	電子機器等利用に関する支援
		ふれあいいきいきサロン事業への支援
		いきいきサービス事業の充実
		ボランティア・市民活動センターへの支援
高齢者のためのサロン設置の検討		
文京アカデミア人材登録者との協働事業		
就労支援	シルバーセンター・老人福祉センター等の活用	
	文京福祉センターの建て替え	
	シルバー人材センターの活動支援	
	ハローワーク等の活動支援	
介護予防の推進	一般高齢者介護予防事業の充実	転倒骨折予防教室○
		高齢者介護予防体操(すこやか体操・心もからだもいきいき体操)○
		文の京介護予防体操教室○
		栄養改善教室○
		口腔機能向上教室○
		尿失禁予防教室○
		脳の健康教室○
		なごやかクラブ・ふれあいクラブ
		元気でいきいき講座(介護予防講座)○
		介護予防教室評価の実施○
	介護予防普及活動の推進	介護予防講演会の開催○
		介護予防展(介護予防イベント)の開催○
		介護予防パンフレット・チラシの作成○
	介護予防活動の支援	介護予防出前講座の充実○
		介護予防支援マップの作成○
	介護予防指導者の育成・支援	高齢者エアロビクス指導者の支援○
		文の京介護予防体操推進リーダーの育成・支援○
	特定高齢者の把握	栄養改善サポーターの支援○
生活機能評価(介護予防健診)の実施○		
介護予防ケアマネジメントの充実	地域支援のためのネットワークづくり○	
	介護予防ケアプランの作成○	
特定高齢者介護予防事業の充実	介護予防ケアマネジメントの質の向上○	
	筋力向上トレーニング教室○	
	筋力向上マシントレーニング教室○	
	栄養改善教室○	
	口腔機能向上教室○	
	訪問相談・訪問指導の充実○	
介護・生活支援	居宅介護サービス・居宅介護予防サービス	訪問介護・介護予防訪問介護☆
		訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護☆
		訪問看護・介護予防訪問看護☆
		訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション☆
		居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導☆
		通所介護・介護予防通所介護☆
		通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション☆
		短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護☆
		短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護☆
		特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護☆
		福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与☆

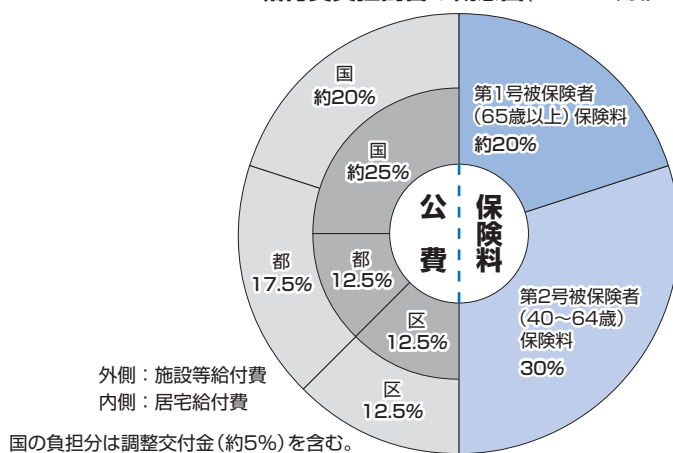
大項目	中項目	小項目
介護・生活支援サービスの提供	居宅介護サービス・居宅介護予防サービス	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売☆
		住宅改修・介護予防住宅改修☆
		居宅介護支援・介護予防支援☆
		夜間対応型訪問介護☆
	施設介護サービス	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護☆
		小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護☆
		認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護☆
		介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)☆
	寝たきり等高齢者への支援	介護老人保健施設☆
		介護療養型医療施設☆
寝たきり高齢者布団乾燥消毒		
寝たきり高齢者理美容サービス		
在宅寝たきり高齢者訪問歯科健康診査		
寝たきり高齢者世帯大掃除サービス		
介護サービス事業者への支援	寝たきり高齢者紙おむつ支給	
	施設入浴サービス	
	緊急ショートステイ	
	高齢者日常生活支援用具の給付等	
	介護サービス事業者連絡協議会	
	介護支援専門員の質の向上	
介護保険制度運営の適正化	第三者評価制度の利用促進	
	事業者への実地指導・集団指導○	
	給付費通知の送付○	
	介護サービス適正利用の啓発	
介護サービス基盤の整備	日常生活圏域ごとの介護サービス基盤整備	
	介護保険施設への整備補助	
身近な地域で安心できる暮らしの支援	相談体制・情報提供の充実	地域包括支援センターの充実○
		老人福祉法に基づく相談・措置
		介護保険苦情相談体制の充実
	権利擁護対策の強化	高齢者向けサービスの情報提供の充実
		あんしんサポート文京への支援
		成年後見制度の利用促進○
	認知症対応の充実	高齢者虐待防止への取り組みの強化
		介護者に対する認知症介護相談・教室○
		高齢者徘徊探索サービス事業○
	高齢者への地域支援体制の充実	認知症サポート医・かかりつけ医との連携
認知症キャラバンメイト・サポーターの養成		
ハートフルネットワーク事業の充実		
社会福祉協議会への支援・連携		
民生委員・児童委員協議会への支援・連携		
話し合い員との連携		
ひとり暮らし高齢者等への支援	ひとり暮らし高齢者訪問事業への支援	
	緊急通報システム	
	高齢者火災安全システム	
	高齢者緊急連絡カードの整備	
	福祉電話	
	宅配食事サービス	
安定した住まいへの支援	ごみの訪問収集	
	災害時要援護者への支援体制の充実	
	悪質商法被害への対応	
	高齢者自立生活支援事業	
	シルバーお助け隊事業の充実	
	シルバーピアの運営	

・小項目の [ ] は、計画目標を掲げる予定の事業です。  
 ・小項目の欄外にある「\*」は、他の分野別計画との重複掲載事業です。  
 ・○=地域支援事業 ☆=介護保険の対象となる介護サービス(介護予防サービス)

## 65歳以上の方の介護保険料を推計しました（20年10月現在）

介護保険制度の安定的な運営に必要な財源のうち、半分は国・都・区が負担する公費、残りの半分は介護保険料で構成されます。介護保険料のうち65歳以上の第1号被保険者が負担するのは、全体の約20%です。この第1号被保険者保険料は、今後3年間に見込まれる介護給付費の推計を基に、区が定めるものです。21～23年度における第1号被保険者の介護保険料を推計しました。なお、21年3月末までに、推計に係る変動要素を踏まえ、さらに給付費見込額の算定を行い、介護保険料額を確定します。

給付費負担割合の概念図(21～23年度)



### ●新しい保険料案の段階設定について ～新たに12の段階を設定しました～

#### 1 保険料比率と段階の見直し

第1～3段階の保険料比率を引き下げました。現行の保険料段階で所得幅が大きい第7段階と第8段階を分割し、新たな段階と比率を設定しました。

#### 2 激変緩和措置の終了に伴う段階設定

20年度末で激変緩和措置が終了する現行第4段階と第5段階について、引き続き負担を軽減するため、特例第4段階等を設定しました。

## 第1号被保険者(65歳以上)保険料

21～23年度の介護保険料(案)

20年10月現在推計

所得段階	対象者	基準額に対する比率	年額保険料(月額保険料)
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	0.45	24,500円 (2,000円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.45	24,500円 (2,000円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階対象者以外の人	0.70	38,100円 (3,100円)
特例第4段階	第4段階の人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.85	46,200円 (3,800円)
第4段階(基準額)	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる人	1.00	54,400円 (4,500円)
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以下の人	1.10	59,800円 (4,900円)
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円超250万円未満の人	1.20	65,300円 (5,400円)
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上500万円未満の人	1.50	81,600円 (6,800円)
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上750万円未満の人	1.70	92,500円 (7,700円)
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の人	1.90	103,400円 (8,600円)
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の人	2.10	114,200円 (9,500円)
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が2,000万円以上の人	2.30	125,100円 (10,400円)

18～20年度の介護保険料

所得段階	対象者	基準額に対する比率	年額保険料(月額保険料)
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	0.50	27,800円 (2,300円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.50	27,800円 (2,300円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階対象者以外の人	0.75	41,700円 (3,400円)
第4段階(基準額)	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる人	1.00	55,600円 (4,600円)
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満の人	1.20	66,800円 (5,500円)
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上500万円未満の人	1.50	83,400円 (6,900円)
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の人	1.70	94,500円 (7,800円)
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の人	1.90	105,700円 (8,800円)

地域福祉計画(中間のまとめ)へのご意見をお寄せください。

詳細は6面をご覧ください。

月額保険料は、年額保険料を12月で割り、目安として表示。

### ●保険料推計に係る今後の変動要素

- 今回の推計は、現行の介護報酬に基づいたものです。21年度に予定されている介護報酬の改定に伴い、保険料額が変動することがあります。
- 第3期計画期間内の剰余金を積み立てた介護給付費準備基金を取り崩すことにより、保険料額が変動します。



保険料は、3年間に必要な介護保険サービスにかかる費用等を基に算定されます。

介護給付費見込額(20年10月現在)

年度	見込額
19年度	90億7,976万円
20年度	94億8,337万円
21年度	97億9,240万円
22年度	100億8,742万円
23年度	103億3,518万円

19年度は実績額

### ●保険料基準額の算定式

$$\text{保険料収納必要額} = \text{介護給付費} + \text{地域支援事業費} + \text{財政安定化基金拠出金} + \text{財政安定化基金償還金} + \text{保険料減額見込額}$$

$$\text{保険料基準額} = \frac{\text{保険料収納必要額}}{\text{予定保険料収納率}} \div \frac{\text{所得段階別加入割合}}{\text{補正後被保険者数}}$$

#### ※地域支援事業：

要支援・要介護状態にならないように、また、要支援・要介護状態になっても可能な限り地域で自立した生活を営むことができるよう支援する事業です。元気なうちから心身機能の維持・向上に取り組む介護予防事業や、地域包括支援センターが中心となって行う介護予防ケアマネジメント・高齢者のための総合相談支援・虐待防止や権利擁護・包括的継続的マネジメントといった包括的支援事業などがあります。

地域支援事業に必要な経費は介護給付費の3%を上限とし、このうちの約20%は第1号被保険者保険料でまかなわれます。

郵便はがき

料金受取人払郵便

小石川支店  
承認

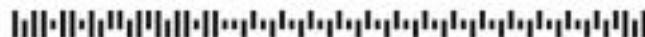
8498

差出有効期間  
平成21年1月  
15日まで  
(切手不要)

1128711

文京区役所  
福祉部高齢福祉課  
行

文京区春日一丁目十八番二十一号



住所 (所在地)	
氏名 (名称)	

# 保健医療計画 中間のまとめ(概要)

かつてない急速な高齢化は、私たちの生活にさまざまな影響を及ぼしています。主な病気の種類の変化もその一つです。現在はがん、心臓病、脳卒中など生活習慣に起因する疾病への対策が重要な課題となっています。また、世界的に危惧されている新型インフルエンザやテロなども新たな健康危機ととらえ、安心して生活し健康の維持増進に励むことのできる地域社会の実現が求められています。

文京区においてもこうした経緯を受け、地域の健康づくり計画である「健康ぶんきょう21」の策定や、これらの課題に迅速に対応するための組織改正を行ってきました。今回は、これまでの保健計画の期間終了を機に、新たに医療分野を含めた包括的保健医療計画として、区民の健康維持増進を実現するための改定を行います。

## 保健医療に関する重点課題

### ● 健康づくりの推進

区民の健康づくりを推進するために、生活習慣病の予防に重点をおいた「健康ぶんきょう21」を策定しました。これに母と子の健康づくりや高齢期の健康づくりを加え、生涯にわたる健康づくりを見据えた体系としました。

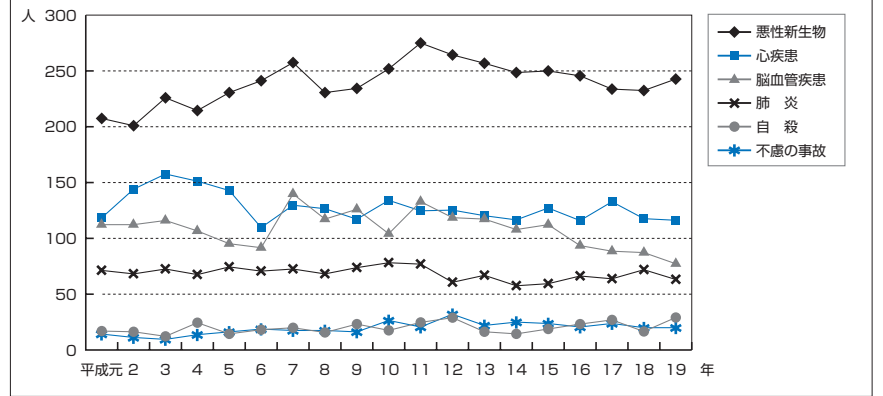
### ● 疾病の予防と療養支援

循環器疾患やがんなどの病気には予防とともに、早期の発見と治療が大切です。また、長期にわたる闘病が必要な病気の場合には、療養生活の支援が必要になります。特に、精神疾患の方は疾病と障害を併せ持つことから、確実な治療の継続と相談体制や医療費助成対策の充実が望まれます。また、進行性で原因が不明な難病患者への支援、大気汚染を含む生活環境によるアレルギー疾患相談、予防対策の拡充などが必要です。

### ● 地域医療の推進

疾病の段階に応じて地域で適切な医療を受けられるためには、かかりつけ「医・歯科医・薬局」と病院それぞれが役割分担を明確にした上で、連携体制を構築することが重要です。そのため地域の医療機関に関する相談窓口や情報提供も求められます。また、救急・災害時でも適切な医療を受けられる体制の確保に努めます。

文京区の主要死因の推移(19年は概数)



### ● 健康安全の確保

新型インフルエンザなど新たな感染症の危険性が指摘されるなか、国・都と連携した健康危機管理体制の構築が必要です。また、食の安全確保や理容・クリーニング・公衆浴場の衛生管理、水・空気を含む居住空間の安全性確保、動物の適正飼育など、区民の健康な日常を維持するため、具体的な提言を行います。

## 保健医療計画の体系

大項目	中項目	小項目
健康づくりの推進	健康的な生活習慣の確立	栄養・食生活の改善
		身体活動・運動の定着
		こころの健康づくり
		たばこ
		アルコール
		歯の健康
	母子の健康づくり	性教育の充実
		妊娠したときからの支援
		新生児期からの育児支援
	高齢者の健康づくり	保健サービスと介護予防事業の提供
地域支援のためのネットワークづくり		
療養支援	糖尿病・循環器病	メタボリックシンドロームの予防
	がん対策	がん検診受診者の増加 精密健診結果把握率の向上

大項目	中項目	小項目
病気の予防と療養支援	精神保健医療対策	相談体制
		医療の確保
		退院促進・地域生活支援
	難病対策	普及啓発、団体支援
		療養支援
	公害保健、アレルギー対策	在宅医療体制の整備 医療費助成 療養支援 アレルギー予防
地域医療の推進	地域医療連携の推進	区民への情報提供 かかりつけ「医・歯科医・薬局」の確保 地域医療連携体制の構築
	初期救急医療・災害時医療の確保	初期救急医療の確保
		小児初期救急医療の充実
	医療安全の推進と医務薬事	災害医療の確保
		医療安全支援センターの構築
		医療監視の充実
		医薬品等の安全対策の推進
		毒物・劇物による事故防止の徹底
		家庭用品による区民の健康被害の防止
	健康安全の確保	感染症対策
予防接種		
結核対策		
食品衛生の推進		HIV、性感染症対策
		食品衛生関係施設の衛生確保
環境衛生の推進		有害食品の排除
		食中毒の未然防止
快適な居住環境の確保		自主管理を推進する人材の育成
		効果的な監視・指導の充実
		区民向け啓発事業の充実
動物衛生の推進	ひとにやさしい居住環境の創生支援	
	安心・安全な飲料水の供給確保	
	安心して暮らせるネズミ・衛生害虫対策の拡充	
健康危機管理体制の強化	動物由来感染症に対応する体制の整備	
	犬猫飼い主の適正飼養の推進	
	飼い主のいない猫の不妊手術助成の拡充	
	健康危機管理の総合的な推進	
関係機関との連携強化		
区民への迅速・的確な情報提供		

### 文京区地域福祉計画「中間のまとめ」に対する意見

について

※ 点線は記入欄です

※ [ ] は健康ぶんきょう21で記述。

・小項目の [ ] は、計画目標を掲げる予定の事業です。

・小項目の欄外にある「\*」は、他の分野別計画との重複掲載事業です。

貴重なご意見をありがとうございました。

# 障害者計画 中間のまとめ(概要)

障害者計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」としての性格を有し、区が障害者の福祉を推進するための基本となる計画です。

ノーマライゼーション\*の理念のもと、障害者基本法の目的である障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを踏まえ、障害のある人もない人もともに、地域の中で自分らしい自立した暮らしを続けることができるよう、本計画に基づき施策を推進していきます。

\*ノーマライゼーション…障害のある人もない人も、児童も高齢者も、すべての人が地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、ともに認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、またその考え方。

## 障害者・障害児に関する重点課題

### ● 自立生活支援に向けた地域資源、相談支援体制の充実

障害者が、住み慣れた地域において自立した社会生活を送るために、さまざまなサービスの質・量両面の充実と地域での生活を支援するさまざまな機能を備えた入所施設、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の確保が課題となっています。

### ● 障害者就労支援センターを中心とする就労支援

障害者の社会参加と自立を促進するため、障害者就労支援センターを中心として一般就労や就労定着に対する支援のさらなる充実を図ることが求められています。

### ● 関係機関の連携による子どもの発達、育成への支援

障害のある子どもは、子どもとしての育ちを保障するとともに専門的な支援が必要であり、障害の早期発見と発達段階に応じた継続的な支援や、就学後の療育機会の拡充や特別支援教育の充実、積極的な情報提供などが求められています。

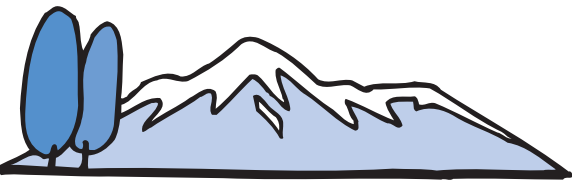
### ● 地域生活を支えるひとにやさしいまちづくり

障害者をはじめ、すべての人が住み慣れた地域で安全で快適な生活を送り、積極的に社会参加するためには、ひとにやさしいまちづくりの推進が不可欠です。

## 障害者計画の体系

障害者一人ひとりが地域の一員として尊重され、地域の中で自分らしい自立した暮らしを続けることができるまちを目指します。

- ①多様な日常生活支援サービスの提供を進め、相談体制などの充実を図ります。
- ②就労に必要な支援や訓練、関係機関のネットワークの構築などに取組みます。
- ③子どもの発達・育成のため、関係機関と連携して発達段階に応じた支援を行います。
- ④ひとにやさしいまちづくりのため、施設面および心のバリアフリーを推進します。
- ⑤社会のあらゆる分野への参加や、地域住民との交流を促進します。



大項目	中項目	小項目
地域における自立生活への支援	日常生活支援サービスの充実	居宅介護(ホームヘルプ)
		重度訪問介護
		行動援護
		重度障害者等包括支援
		短期入所(ショートステイ)
		短期入所施設の整備
		療養介護
		生活介護
		施設入所支援
		コミュニケーション支援事業
		日常生活用具給付
		訪問入浴サービス
		日中短期入所事業
		補装具の支給
	緊急一時介護委託費助成	
	重度脳性まひ者介護	
	短期保護	
	生活の場の確保	障害者住宅の運営
		障害者住み替え家賃助成
		障害者住宅あっせん
		障害者入居支援
		心身障害者自立生活訓練施設
		グループホーム・ケアホームの誘致
	地域生活への移行	共同生活介護(ケアホーム)
		共同生活援助(グループホーム)
		入所施設の整備
		福祉施設入所者の地域生活への移行
	生活訓練の機会の確保	入院中の精神障害者の地域生活への移行
心身障害者通所更生施設の運営		
精神障害者社会復帰促進事業の推進		
保健・医療サービスの充実	地域活動支援センター	
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	
	自立支援医療	
	障害者・児歯科治療事業	
		精神保健相談・訪問指導

大項目	中項目	小項目
地域における自立生活への支援	相談支援体制の整備	総合相談体制の構築
		相談支援事業
		身体障害者相談員・知的障害者相談員
		障害者地域自立生活支援センター
		専門職の育成・研修
	情報提供の充実	地域自立支援協議会の運営
		福祉サービス情報の提供
		福祉サービスに関する講座等
		声の広報・点字広報の発行
	権利擁護事業の充実	SPコード(音声コード)の活用
		ホームページでの情報提供の充実
		あんしんサポート文京への支援
		成年後見制度の利用促進
		第三者評価制度の利用促進
防災・安全対策の充実	福祉サービスに対する苦情申し立て・相談対応の充実	
	自立生活のための権利擁護システムの構築	
	災害時要援護者への支援体制の充実	
経済的支援	緊急通報システムの設置	
	火災安全システムの設置	
	福祉電話	
就労支援	就労支援体制の確立	福祉手当の支給
		育成手当の支給
	就労継続への支援	利用者負担の軽減
		就労支援センターの充実
		就労支援ネットワークの構築・充実
	福祉施設等での就労支援	障害者雇用の普及・啓発
		就労支援者の育成
		就業先企業への支援
		安定した就業生活への支援
		心身障害者通所授産施設の運営
子どもの発達・育成への支援	障害の早期発見・早期療育	福祉施設から一般就労への移行
		区の施設における就労機会の拡大
		就労移行支援
	乳幼児期・就学前の支援	就労継続支援
		福祉施設等での仕事の確保
		乳幼児健康診査
	学齢期の支援	療育相談の充実
		発達健康診査
		経過観察健康診査
		発達に関する情報の普及啓発
相談支援体制の充実	保育園障害児保育	
	幼稚園特別保育	
	就学前相談体制の充実	
	児童デイサービスの充実	
	教育相談の充実	
子どもの発達・育成への支援	学齢期の支援	特別支援教育の充実
		特別支援子育て事業
		育成室への障害児受入
	地域生活への移行	バリアフリーパートナー運営
		個に応じた指導の充実
		放課後の居場所対策
		多様な支援機関との連携
	相談支援体制の充実	継続支援体制の充実
		専門的療育訓練の充実
		福祉センターおよび教育センターの建て替えによる相談機能の充実
個別の支援計画の作成		
専門家による巡回相談事業		
		相談支援事業
		身体障害者相談員・知的障害者相談員

大項目	中項目	小項目
子どもの発達・育成への支援	障害福祉サービス	居宅介護(ホームヘルプ)
		行動援護
		重度障害者等包括支援
		短期入所(ショートステイ)
		コミュニケーション支援事業
		日常生活用具給付
		訪問入浴サービス
	保健・医療サービス	日中短期入所事業
		補装具の支給
		緊急一時介護委託費助成
	経済的支援	短期保護
		自立支援医療
	外出支援サービス	障害者・児歯科治療事業
		福祉手当の支給
育成手当の支給		
社会参加と地域交流	利用者負担の軽減	
	福祉タクシー	
	リフト付きタクシーの運行	
	移動支援	
	心身障害者・児レクリエーション	
	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」	
	ふれあいいきいきサロン事業への支援	
ひとにやさしいまちづくりの推進	安全で快適な生活環境の整備	いきいきサービス事業(住民参加型在宅福祉サービス)の充実
		ファミリーサポートセンター事業
		文京区福祉環境整備要綱等に基づく指導
		道のバリアフリーの推進
	外出支援サービスの充実	公園のバリアフリーの推進
		トイレのバリアフリーの推進(だれでもトイレづくり)
		地下鉄駅へのエレベーター等の整備
	ノーマライゼーションの理念の普及	総合的自転車対策の推進
		福祉タクシー
		リフト付きタクシーの運行
社会参加と地域交流の促進	学習・スポーツ・文化活動の促進	移動支援
		福祉有償運送事業への支援
	地域との交流	区報等による理念の啓発
		心のバリアフリーの推進
	地域の支援	施設と地域との交流の推進
		情報のバリアフリーの推進
		障害者教養講座
		心身障害者通所施設合同運動会
		心身障害者・児レクリエーション
		障害者会館
障害者週間記念行事「ふれあいの集い」		
社会参加と地域交流の促進	地域の支援	施設祭り
		ボランティア・市民活動センターへの支援
		点訳者・手話通訳者等の養成
	社会参加と地域交流の促進	ふれあいいきいきサロン事業への支援
		いきいきサービス事業(住民参加型在宅福祉サービス)の充実
		ファミリーサポートセンター事業
		民生委員・児童委員協議会への支援・連携
		話し合い員との連携
		当事者および家族の交流への支援

・小項目の [ ] は、計画目標を掲げる予定の事業です。  
・小項目の欄外にある「\*」は、他の分野別計画との重複掲載事業です。また「☆」は、障害者計画において重複掲載している事業です。

## 地域福祉の推進計画 中間のまとめ(概要)

地域福祉の推進計画は、地域福祉に関するさまざまな施策を総合的・効果的に推進していくための計画です。区では、この目的を達成するために、社会福祉協議会をはじめ、地域においてさまざまな福祉活動を行っている団体への支援・連携を一層推進するとともに、地域の福祉ネットワークの充実を図ります。また高齢者や障害者の方々が地域で安心して自立した生活を営むことができるように、各種福祉サービスの利用援助や権利擁護への取り組み、ボランティアやこれからの福祉を担う人材育成支援、バリアフリーのまちづくりを進めます。

### 地域福祉の推進に関する重点課題

#### ●地域福祉の活動団体や地域住民との連携

行政や住民、福祉サービス利用者、福祉関係事業者などが協働して地域福祉を推進するために、地域で活動を行っている社会福祉協議会などと連携しながら地域の福祉ネットワークを充実させることにより、高齢者等への見守り・支援を進めます。

#### ●バリアフリーのまちづくりの推進

高齢者、障害者や子育て中の方などが自立し安心して地域で生活することができるよう道路などの社会基盤のバリアフリー化を進めます。また、地域の身近な生活空間のバリアフリーを推進します。

#### ●福祉サービス利用援助事業及び成年後見制度の普及

だれもが安心して福祉サービスを利用し、自らの意思に基づいて自立した生活ができるよう、社会福祉協議会などと連携し、福祉サービス利用援助事業の普及を図るとともに、成年後見制度などについて相談・支援体制を充実させます。

#### ●要援護者への支援

路上生活者、DV被害者などの要援護者が自立し安心して生活ができるよう様々な関係機関と連携・活用しながら、就労支援や相談業務等を行い、要援護者の自立や地域社会への復帰、健全な育成を支援します。

### 地域福祉の推進計画の体系

地域福祉の各分野に共通する施策を総合的・効果的・横断的に推進するため、地域の様々な福祉活動団体への支援、福祉のまちづくり等のほか、地域福祉のネットワークの整備・充実や福祉サービス利用推進等に取り組みます。

#### 地域福祉の推進計画体系図

大項目	中項目	小項目
地域福祉推進のための支援及び整備	地域福祉の活動団体への支援・連携	社会福祉協議会への支援・連携 *
		民生委員・児童委員協議会への支援・連携 *
		話し合い員との連携 *
		青少年対策地区委員会への支援・連携 *
		各種地域福祉活動団体への支援・連携 *
	地域の福祉ネットワークの充実	災害時要援護者への支援体制の充実 *
		ハートフルネットワーク事業の充実 *
		児童虐待防止ネットワークの充実 *
	バリアフリーの推進	文京区福祉環境整備要綱等に基づく指導 *
		道のバリアフリーの推進 *
		公園のバリアフリーの推進 *
		トイレのバリアフリーの推進(だれでもトイレづくり) *
		地下鉄駅へのエレベーター等の整備 *
		心のバリアフリーの推進 *
		情報のバリアフリーの推進 *
		福祉有償運送事業への支援 *

大項目	中項目	小項目
地域福祉推進のための支援及び整備	福祉サービスの利用促進・権利擁護	あんしんサポート文京への支援 *
		成年後見制度の利用促進 *
		第三者評価制度の利用促進 *
		福祉サービスに対する苦情申し立て・相談対応の充実 *
	福祉教育の推進	児童・生徒のボランティア活動の推進
		児童・生徒の福祉施設等の交流
		障害者週間記念行事「ふれあいの集い」 *
	福祉を担う人材の育成・支援	ボランティア・市民活動センターへの支援 *
		福祉を担う人材育成への支援
		シルバー人材センターの活動支援 *
	生活福祉要援護者への支援	生活保護受給者の自立支援
		路上生活者の自立支援
	男女平等参画の推進	男女平等参画推進計画の実施・改定
		男女平等参画啓発事業の実施 *
		DV被害の防止・被害者救済
	地域福祉計画の策定及び進行管理	地域福祉推進協議会の運営
		地域福祉推進本部の運営

・小項目の   は、計画目標を掲げる予定の事業です。  
 ・小項目の欄外にある「\*」は、他の分野別計画との重複掲載事業です。

## 地域福祉計画(中間のまとめ)へのご意見をお寄せください

3・4面のはがきを切り取ってお使いになり**21年1月9日(金)**までに投函してください。また、ファクシミリ、電子メール(区ホームページからアクセスできます)でも受け付けていますのでご利用ください。

なお、「中間のまとめ」全文は、行政情報センター(シビックセンター2階)のほか、区内図書館、地域活動センター等でもご覧になれます。区ホームページ(<http://www.city.bunkyo.lg.jp/>)においても掲載しています。

### 問い合わせ先

●地域福祉計画全般・地域福祉の推進計画について(1・6面)	福祉部高齢福祉課	電話5803-1208	FAX.5803-1350
●保育計画について(1面)	男女協働子育て支援部保育課	電話5803-1289	FAX.5803-1346
●高齢者・介護保険事業計画について(2・3面)	福祉部介護保険課	電話5803-1389	FAX.5803-1380
●保健医療計画について(4面)	保健衛生部生活衛生課	電話5803-1224	FAX.5803-1386
●障害者計画について(5面)	福祉部障害福祉課	電話5803-1211	FAX.5803-1352